

島根県医師会労災自賠責保険部会規約

(名称及び事務所)

第1条 本部会は、島根県医師会労災自賠責保険部会と称し、事務所を島根県医師会館内に置く。

(目的)

第2条 本部会は労災保険及び自動車損害賠償責任保険（以下「自賠責保険」という。）診療の職責の重要性に鑑み、相互連絡を緊密にして診療内容の充実向上及び福祉の増進をはかることを目的として、島根県医師会定款第51条の規定にもとづいて、これを設置する。

(構成及び組織)

第3条 本部会は、島根県医師会会員で、労災保険指定医療機関（以下「指定機関」という。）を開設する医師及び指定機関に勤務する医師並びに労災医学・自賠責保険に関心をもつ者をもって構成する。

(事業)

第4条 本部会は、第2条に掲げる目的達成のため、次に掲げる事業を行う。

- 一 島根県医師会長（以下「県医師会長」という。）の諮問事項の審議
- 二 県医師会長に対する労災保険並びに自賠責保険に関する建議
- 三 指定機関の指定に関する事項
- 四 研修会等の実施に関する事項
- 五 関係行政機関等との連絡調整
- 六 診療内容並びに診療単価に関する事項
- 七 税務対策に関する事項
- 八 法令、通知等の徹底
- 九 資料の収集及び調査研究
- 十 指定機関相互の連絡と親睦に関する事項
- 十一 その他目的達成に必要な事項

(役員)

第5条 本部会に次の役員を置くものとし、総会において選出する。

- | | |
|------|-----|
| 部会長 | 1名 |
| 副部会長 | 1名 |
| 運営委員 | 若干名 |
| 監事 | 2名 |

(役員の仕事)

第6条 部会長は部会を代表し、会務を総理する。

- 2 副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるときはその職務を代理する。
- 3 運営委員は部会事業の企画運営にあたる。
- 4 監事は、業務並びに会計を監査する。

(役員任期)

第7条 役員任期は、島根県医師会役員任期に同じとする。

- 2 役員に欠員を生じた場合は補充するものとし、補充による役員任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第8条 会議は、総会及び運営委員会の2種とする。

- 2 総会及び運営委員会は、部長がこれを招集し、その議長となる。
- 3 総会は、原則として年1回開催する。
- 4 総会は、次に掲げる事項を決議する。
 - 一 規約の変更
 - 二 運営委員及び監事の選任
 - 三 会費の決定及び徴収方法
 - 四 その他重要な事項
- 5 総会において、部長は、次に掲げる事項の承認を受けなければならない。
 - 一 決算に関する事項
- 6 総会において、部長は、次に掲げる事項を報告する。
 - 一 事業計画
 - 二 予算に関する事項
- 7 運営委員会は、部会の運営並びに第4条に掲げる事業について審議する。

(経費)

第9条 本部会の経費は、会費及び補助金その他の収入をもって充てる。

(規定)

第10条 この規約に定めるもののほか、本部会の運営について必要な規定は部長が運営委員会にはかってこれを定めることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 本規約は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

(役員における経過措置)

- 2 本規約施行の際、現に役員職にある者は、改正後の規約に基づき、役員として任命されたものとみなす。